

告 示

埼玉県告示第四百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
えのき眼科	狭山市南入曽五五四―一	平成二十七年十月三十一日
医療法人 岸田会 だ歯科狭山台医院	狭山市入間川一四八六― 一	平成二十七年十一月二十 二日
医療法人社団 健聖会 くりはし歯科サビア診療所 F	飯能市南町九―二三―二	平成二十七年十一月十一 日
山根医院	北葛飾郡杉戸町高野台南 二―三―一二	平成二十七年十月三十一 日
あけのほしデンタルクリ ニック	ふじみ野市上福岡六―四 ―五 メディカルセンター 上福岡二F	平成二十七年十月三十一 日
ヒロ薬局 志木店	志木市上宗岡五―一八― 七	平成二十七年十一月十六 日
小手指タワークリニック	所沢市小手指町一―六― 一〇二	平成二十七年十月三十一 日
アイン薬局 アリオ川口店	川口市並木元町一―七九 イトーヨーカドー一F	平成二十七年十月三十一 日
アイン薬局 アインズ&ト ルペ川口店	川口市栄町三―七―一川 ロキヤステイ三階	平成二十七年十月三十一 日
アイン薬局 川口店	川口市西新井宿三〇―一 一二	平成二十七年十月三十一 日
アイン薬局 川口北店	川口市木曾呂一三〇八― 三	平成二十七年十月三十一 日
アイン薬局 坂戸店	坂戸市南町三―一八	平成二十七年十月三十一 日

二 指定施術機関

吉田 仙造	氏名		
	住所		
吉田整骨院	名称	所在地	施術所
―三― 狭山市入間川二―四			
平成二十七年十一月三十日			廃止年月日